



県章

滋賀県公報

令和4年(2022年)
11月25日
第363号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 規 則	
滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則 (スポーツ課)	1
※滋賀アリーナの設置および管理に関する条例施行規則 (スポーツ課)	1
○ 告 示	
滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置の一部改正 (水産課)	4
小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間 (水産課)	4
○ 公 告	
国土調査の成果の認証公告 (県民活動生活課)	5
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	5
一般競争入札の公告 (道路保全課、管理課)	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員就任公告 (湖北)	11
土地改良区清算人退任公告 (湖東)	11
○ 病院事業庁規程	
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正	11
※滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正の一部改正	12

規 則

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第61号

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例の施行期日を定める規則

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例 (令和元年滋賀県条例第12号) の施行期日は、令和4年12月1日とする。

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例施行規則をここに公布する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第62号

滋賀アリーナの設置および管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滋賀アリーナの設置および管理に関する条例 (令和元年滋賀県条例第12号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入館の制限)

第2条 知事 (条例第9条第1項に規定する指定管理者 (以下「指定管理者」という。) に滋賀アリーナの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、指定管理者。以下この条から第8条までにおいて同じ。) は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入館を拒否し、または退館を命ずることができる。

(i) 滋賀アリーナ内の秩序を乱し、または乱すおそれのある者

- (2) 滋賀アリーナの施設または設備を損傷するおそれのある者
- (3) その他知事の指示に従わない者

(入館者の遵守事項)

第3条 滋賀アリーナの入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 滋賀アリーナの施設または設備を損傷しないこと。
 - (2) 他の入館者に危害または迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (3) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。
 - (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
 - (5) その他知事が指示する事項
- (施設の使用等に係る承認の手続)

第4条 条例第4条第1項前段の規定による申請は、使用承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。ただし、アリーナおよびランニングコースの個人使用ならびにスポーツ・体力測定室およびトレーニング室の使用に係る申請にあつては、利用券の購入をもってこれに代えるものとする。

- 2 前項の使用承認申請書は、別表に定める期間内に提出しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 知事は、条例第4条第1項前段の規定による承認(以下「使用承認」という。)をするときは、使用承認書を当該承認の申請をした者に交付するものとする。ただし、利用券によるものにあつては、半券の交付をもってこれに代えるものとする。
- 4 第1項および前項の規定は、条例第4条第1項後段の規定による申請について準用する。この場合において、第1項中「使用承認申請書」とあるのは「使用変更承認申請書」と、前項中「使用承認書」とあるのは「使用変更承認書」と読み替えるものとする。

(使用者の遵守事項)

第5条 条例第4条第1項の規定による承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の権利を他人に譲渡し、または転貸しないこと。
- (2) 使用承認を受けていない施設または設備を使用しないこと。
- (3) あらかじめ知事の承認を受けた場合のほか、物品の販売、飲食物の提供またはポスター等の貼付を行わないこと。
- (4) 所定の場所以外の場所において喫煙、飲食または火気の使用をしないこと。
- (5) その他知事が指示する事項

(施設の変更等の承認の手続)

第6条 条例第6条ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、施設変更等申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(使用の取消しの届出)

第7条 使用者は、使用承認を受けた施設の使用を取り消そうとするときは、使用取消届に使用承認書を添えて、速やかに知事に届け出なければならない。

(損傷および滅失の届出)

第8条 入館者および使用者は、滋賀アリーナの施設もしくは設備を損傷し、または滅失させたときは、直ちにその旨を知事に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定の申請)

第9条 条例第10条第1項の規定による申請は、指定管理者指定申請書に、次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行わなければならない。

- (1) 定款その他これに準ずるもの
- (2) 法人の登記事項証明書(法人である場合に限る。)
- (3) 指定を受けようとする期間における滋賀アリーナの管理に関する事業計画書および収支予算書
- (4) 直近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、損益計算書その他これらに準ずるもの
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 役員名簿
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(開館時間等の変更の承認の手続)

第10条 条例第13条の規定による承認の申請は、あらかじめ、開館時間等変更承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の承認の手続等)

第11条 条例第14条第3項前段の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

2 指定管理者は、条例第14条第3項前段の規定による承認を受けたときは、当該承認に係る利用料金の額を周知させなければならない。

3 前2項の規定は、条例第14条第3項後段の規定による承認の申請について準用する。この場合において、第1項中「利用料金承認申請書」とあるのは、「利用料金変更承認申請書」と読み替えるものとする。

(利用料金の還付の承認の手続)

第12条 条例第14条第5項ただし書の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金還付承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(利用料金の減免の承認の手続)

第13条 条例第14条第6項の規定による承認の申請は、あらかじめ、利用料金減免承認申請書を知事に提出することにより行わなければならない。

(使用承認申請書等の様式)

第14条 この規則に規定する使用承認申請書その他の書類の様式は、知事が別に定める。ただし、指定管理者に滋賀アリーナの管理に関する業務を行わせる場合にあつては、第4条、第6条および第7条に規定する書類の様式は、指定管理者が別に定める。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

別表(第4条関係)

使用区分			使用承認申請書提出期間	
			受付開始日	受付終了日
メインアリーナ	貸切り	全面	使用しようとする日の属する年度の前年度の1月の第2土曜日	使用しようとする日
		2分の1面	使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(使用しようとする日が4月に属する場合にあつては、その前年度の3月1日)	
		3分の1面	使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(使用しようとする日が4月に属する場合にあつては、その前年度の3月1日)	
サブアリーナ		全面	使用しようとする日の属する年度の前年度の1月の第2土曜日	
		2分の1面	使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(使用しようとする日が4月に属する場合にあつては、その前年度の3月1日)	
アリーナランニングコース	個人		使用しようとする日	使用しようとする日
スポーツ・体力測定室 トレーニング室			使用しようとする日	使用しようとする日
		全面	使用しようとする日の属する年度の前年度の1月の第2土曜日	使用しようとする日

大会議室	2分の1面	使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(使用しようとする日が4月に属する場合にあっては、その前年度の3月1日)	
	3分の1面	使用しようとする日の2月前の日の属する月の初日(使用しようとする日が4月に属する場合にあっては、その前年度の3月1日)	
多目的広場 小会議室 多目的室		使用しようとする日の属する年度の前年度の1月の第2土曜日	使用しようとする日

告 示

滋賀県告示第460号

令和2年滋賀県告示第476号(滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置)の一部を次のように改正し、令和5年1月1日から施行する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

表小型定置網漁業(川えり漁業)の項を削る。

滋賀県告示第461号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第4号に規定する小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大造

1 制限措置

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
小型定置網漁業(川えり漁業)	1者	—	—	米原市世継字寺川地先主要地方道大津能登川長浜線の寺川橋から上流60メートルまでの通称寺川	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

2 申請期間 令和4年11月25日から令和4年12月25日まで

公 告

国土調査の成果の認証公告

愛知郡愛荘町大字沓掛、大字市の各一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 愛知郡愛荘町
- 2 調査を行った時期 平成28年1月から平成30年3月まで
- 3 成果の名称 愛知郡愛荘町大字沓掛、大字市の各一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 愛知郡愛荘町大字沓掛、大字市の各一部
- 5 認証年月日 令和4年11月16日

国土調査の成果の認証公告

長浜市湖北町山脇の一部における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 長浜市
- 2 調査を行った時期 平成31年4月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称 長浜市湖北町山脇の一部の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 長浜市湖北町山脇の一部
- 5 認証年月日 令和4年11月16日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年11月25日に決定した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和4年11月25日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

一般競争入札の公告

令和4年度におけるロータリ除雪車(2.2m級)の購入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入物品名および数量 ロータリ除雪車(2.2m級) 1台

- (2) 購入物品の特質等 仕様書による。
 - (3) 納入期限 令和5年3月28日(火)
 - (4) 納入場所 滋賀県高島土木事務所雪寒基地 高島市今津町弘川249-1
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
 - (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準に係る入札参加停止の措置期間中でないこと。
 - (4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次の営業種目で登録されている者であること。
営業種目 大分類:物品 中分類:土木・建築機械および資材
大分類:物品 中分類:車両
- なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムにより、または滋賀県会計管理局管理課(〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314)において、資格審査の申請を行うこと。もっとも、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によっては、この公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、資格を有するかどうかの審査を受けるための書類の提出は不要である。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県土木交通部道路整備課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4131
 - (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月25日(金)から令和4年12月20日(火)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から16時まで
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会 行わない。
 - (5) 入札書の提出方法 滋賀県物品・役務電子調達システム上、持参および郵便とする。
 - (6) 入札書の受領期限 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用する場合は、令和4年12月20日(火)16時までに入札書を提出すること。持参の場合は、令和4年12月20日(火)16時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ持参すること。郵便の場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により令和4年12月20日(火)16時までに滋賀県土木交通部道路整備課へ必着させること。なお、持参により入札書を提出する場合は、封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称または商号)および「12月21日開札 物品購入[ロータリ除雪車(2.2m級)]の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「12月21日開札 物品購入[ロータリ除雪車(2.2m級)]の入札書在中」と朱書しなければならない。
 - (7) 開札の日時および場所 令和4年12月21日(水)13時30分 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部道路整備課
- 5 入札方法等
- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。

(2) 入札参加者のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、封印した入札書を4(6)に示す受領期限までに提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(6) その他詳細は、入札説明書および仕様書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Buying Rotary snow plow(2.2m class), 1 Car

(2) Deadline for tender : 16 : 00, December 20, 2022

(3) For further information, contact : Road Management Division, Department of Public works and Transportation, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-4131

一般競争入札の公告

滋賀県の県有施設に係る電気調達業務契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令和4年11月25日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 調達物品名および数量

ア 危機管理センターほか7施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,539キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,669,200キロワット時

イ 自動車税事務所ほか17施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,732キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,534,600キロワット時

ウ 消防学校ほか20施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 1,748キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,131,300キロワット時

エ 農業技術振興センター農業大学校(農場)ほか4施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 256キロワット

(イ) 総予定使用電力量 377,600キロワット時

オ 総合教育センターほか30施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,663キロワット

(イ) 総予定使用電力量 8,390,600キロワット時

カ 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気

(ア) 予定契約電力 5,269キロワット

(イ) 総予定使用電力量 7,767,200キロワット時

キ 交通機動隊ほか11施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 1,228キロワット

(イ) 総予定使用電力量 3,080,400キロワット時

ク 県本庁舎で使用する電気(電力量の100%が再生可能エネルギー由来の電力であること。)

(7) 予定契約電力 1,500キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,704,200キロワット時

ケ びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 1,847キロワット

(イ) 総予定使用電力量 4,036,300キロワット時

コ 警察本部庁舎で使用する電気

(7) 予定契約電力 700キロワット

(イ) 総予定使用電力量 2,717,800キロワット時

サ 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気

(7) 予定契約電力 62キロワット

(イ) 総予定使用電力量 153,400キロワット時

シ 文化ゾーンで使用する電気

(7) 予定契約電力 700キロワット

(イ) 総予定使用電力量 1,217,900キロワット時

ス 水産試験場で使用する電気

(7) 予定契約電力 109キロワット

(イ) 総予定使用電力量 533,700キロワット時

なお、アからスまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達物品の特質等 入札説明書による。

(3) 調達期間 令和5年2月計量日の0時から令和6年2月計量日の前日24時まで

(4) 調達場所 入札説明書で示す場所

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号。以下「財務規則」という。)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和4年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて競争入札参加資格者名簿の次に示す営業種目に登録されている者であること。

営業種目(大分類:物品、中分類:燃料・油脂・電力)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

いずれの者にあっても、入札参加者は、令和4年12月15日(木)17時までに、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書を3(3)に示す場所に提出し、競争入札参加資格者名簿に登録されていることの確認を受けなければならない。

(5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

(6) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。

(7) 電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数の情報を開示していること。なお、開示方法は、経済産業省「電力の小売営業に関する指針」(令和3年4月改訂)に示された電源構成等の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

(8) 令和2年度の1キロワット時あたりの二酸化炭素排出係数、令和2年度の未利用エネルギーの活用状況、令和2年度の再生可能エネルギーの導入状況および需要家に対する省エネルギーおよび節電に関する情報提供の取組に関し、入札説明書で示す条件を満たしていること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。滋賀県から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において完全な説明をすること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認めた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類
 - ア 入札参加資格確認申請書(入札説明書で示す別紙様式3)
 - イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であることを証する書面の写し
 - ウ 環境配慮状況等証明書(入札説明書で示す別紙様式4)およびその根拠を示す書類
- (2) 提出期限 令和4年12月15日(木)17時
- (3) 提出場所 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4329
- 4 入札執行の日時、場所等
 - (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4329 電子メール ka10@pref.shiga.lg.jp
 - (2) 契約条項を示す期間 令和4年11月25日(金)から令和4年12月26日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(ただし、令和4年12月26日(月)は10時まで)
 - (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所において交付するほか、電子メールにより交付する。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
 - (4) 入札説明会 入札説明会は、行わない。
 - (5) 入札書の受領期間 令和4年12月12日(月)から令和4年12月26日(月)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで(ただし、令和4年12月26日(月)は10時まで)。郵送による場合は、書留郵便によりこの受領期間内に必着させること。また、この場合の送料は、自己負担とする。
 - (6) 開札の日時および場所 令和4年12月26日(月)13時 滋賀県庁本館1階1-C会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 5 入札方法等
 - (1) 入札執行については、財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金は、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
 - (1) 財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請を行った者のした入札
- 9 落札者の決定方法
 - (1) この公告に示した物品を調達することができる滋賀県が認めた入札参加者であって、財務規則の規定により作成されたそれぞれの予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにて落札者を決定する。なお、落札となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。
- 10 支払条件 前金払および部分払は、行わない。
- 11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 12 その他必要事項
 - (1) 入札参加者は、封印した入札書および入札金額算定書を4(5)に示す入札書の受領期間内に提出しなければならない。
 - (2) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
 - (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
 - (4) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)契約書を契約担当者に提出しなければならない。
 - (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき書面により当該特定調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該特定調達に関する苦情申立てに基づく滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除

することがある。

- (6) この入札は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は年度をまたいでの1年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (7) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (i) Nature and quantity of the products to be purchased :
- a Electricity used in Shiga Prefecture Crisis Management Center and electricity used in another 7 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 1,539kW
 - ii. total estimated electrical power : 3,669,200kWh
 - b Electricity used in Shiga Automobile Taxation Office and electricity used in another 17 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 1,732kW
 - ii. total estimated electrical power : 4,534,600kWh
 - c Electricity used in Shiga Firefighters' Academy and electricity used in another 20 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 1,748kW
 - ii. total estimated electrical power : 3,131,300kWh
 - d Electricity used in farms of Shiga Agricultural Academy and electricity used in another 4 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 256kW
 - ii. total estimated electrical power : 377,600kWh
 - e Electricity used in Shiga Education Center and electricity used in another 30 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 5,663kW
 - ii. total estimated electrical power : 8,390,600kWh
 - f Electricity used in HikoneHigashi High School and electricity used in another 27 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 5,269kW
 - ii. total estimated electrical power : 7,767,200kWh
 - g Electricity used in Shiga Traffic Mobile Unit and electricity used in another 11 facilities
 - i. electrical power planned in the contract : 1,228kW
 - ii. total estimated electrical power : 3,080,400kWh
 - h Electricity from renewable sources used at the Shiga Prefectural Office main building must be all of the electricity provided.
 - i. electrical power planned in the contract : 1,500kW
 - ii. total estimated electrical power : 2,704,200kWh
 - i Electricity used in Biwako Boat Race Course and electricity used in another 1 facility
 - i. electrical power planned in the contract : 1,847kW
 - ii. total estimated electrical power : 4,036,300kWh
 - j Electricity used in Shiga Prefectural Police Headquarters building
 - i. electrical power planned in the contract : 700kW
 - ii. total estimated electrical power : 2,717,800kWh
 - k Electricity used in Shiga Construction Technology Center main building and electricity used in another 1 facility
 - i. electrical power planned in the contract : 62kW
 - ii. total estimated electrical power : 153,400kWh
 - l Electricity used in Biwako Cultural Park
 - i. electrical power planned in the contract : 700kW
 - ii. total estimated electrical power : 1,217,900kWh
 - m Electricity used in Shiga Prefectural Fisheries Experiment Station
 - i. electrical power planned in the contract : 109kW
 - ii. total estimated electrical power : 533,700kWh

- (2) Deadline for tender : 10 : 00, December 26, 2022
- (3) For further information, contact : Management Division, Finance Management Bureau, Shiga Prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga 520 - 8577 Japan TEL 077 - 528 - 4329 E-mail ka10@pref. shiga. lg. jp

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、湖北土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和4年11月25日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 杉 本 晃

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	浅 見 宣 義	長浜市湖北町山本4436番地

土地改良区清算人退任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定に基づき、清算法人彦根市大藪土地改良区から令和4年11月8日次のとおり清算人が退任した旨の届出があった。

令和4年11月25日

滋賀県湖東農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

清 算 人 氏 名	住 所
堀 義 夫	彦根市大藪町1695番地
尾 本 幸 雄	同 所1844番地
尾 本 幸 夫	同 所1582番地
北 村 邦 夫	同 所1761番地
北 村 作 平	同 所1723番地
北 村 惣 造	同 所1664番地
北 村 惣 太	同 所1584番地
北 村 彌 太 郎	同 所1591番地
北 川 賢 一	同 所1592番地
林 彦 太 郎	同 所1569番地
尾 本 定 夫	同 所373番地の2
中 井 壽 太 郎	同 所1546番地

病院事業庁規程

滋賀県病院事業庁規程第19号

滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第11号)の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日

滋賀県病院事業庁長 正 木 隆 義

付則第36項を付則第37項とし、付則第31項から付則第35項までを1項ずつ繰り下げ、付則第30項の次に次の1項を加える。

31 当分の間、第10条第1項第1号および前項の規定の適用については、同号および前項中「病棟に勤務する看護師」とあるのは、「交替制勤務に従事する看護師」とする。

付 則

- 1 この規程は、令和4年11月25日から施行する。
- 2 この規程による改正後の滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の規定は、令和4年11月1日から適用する。

滋賀県病院事業庁規程第20号

令和4年滋賀県病院事業庁規程第16号(滋賀県病院事業庁職員の給与に関する規程の一部改正)の一部を次のように改正する。

令和4年11月25日

滋賀県病院事業庁長 正木 隆 義

付則第28項を付則第25項とし、付則第29項から付則第33項までを3項ずつ繰り上げる改正規定中「付則第33項」を「付則第34項」に改める。

付則第34項の改正規定中「付則第34項」を「付則第35項」に、「付則第31項」を「付則第32項」に改める。

付則第35項の改正規定中「付則第35項」を「付則第36項」に、「付則第32項」を「付則第33項」に改める。

付則第36項の改正規定中「付則第36項」を「付則第37項」に、「付則第35項」を「付則第36項」に、「付則第37項、第39項または第40項」を「付則第38項、第40項または第41項」に、「付則第43項」を「付則第44項」に改める。

付則第32項の次に10項を加える改正規定を次のように改める。

付則第33項の次に次の10項を加える。

34 第22条の規定によりその例によることとされる滋賀県職員退職手当条例付則第18項および第19項の規定は、医師および歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

35 当分の間、第22条の規定によりその例によることとされる滋賀県職員退職手当条例第4条第1項第3号ならびに第5条第1項第3号、第5号および第6号に掲げる者に対する第22条の規定によりその例によることとされる同条例第5条の3および第6条の3の規定の適用については、同条例第5条の3本文中「定年に達したことにより退職することとなる日から1年前」とあるのは「定年(医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、医師および歯科医師にあつては65歳とする。)に達する日の属する年度の前年度の3月31日」と、同条の表第4条第1項および第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項および第5条の2第1項第2号の項ならびに同条例第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項および第6条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年(医師および歯科医師以外の者にあつては60歳とし、医師および歯科医師にあつては65歳とする。)」とする。
(給料月額に関する特例)

36 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第38項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の属する職務の級および当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

37 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用された職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および非常勤職員
- (2) 滋賀県職員の定年等に関する条例(昭和59年滋賀県条例第5号)第9条第1項または第2項の規定により異動期間(同条第1項に規定する異動期間をいう。)(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された同条例第6条各号に掲げる職を占める職員
- (3) 医師および歯科医師
- (4) 滋賀県職員の定年等に関する条例第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

38 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第40項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第36項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(病院事業庁長が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第36項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

39 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

40 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第36項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第38項に規定する職員を除く。)であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認めら

れる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院事業庁長が定めるところにより、同項および前項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 付則第38項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第36項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、病院事業庁長が定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 付則第38項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する付則第19項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第38項、第40項または第41項の規定による給料の額との合計額」とする。

43 付則第36項から前項までに定めるもののほか、付則第36項の規定による給料月額、付則第38項の規定による給料その他付則第36項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、病院事業庁長が定める。

付則第2項中「付則第35項から第42項まで」を「付則第36項から第43項まで」に改める。

付 則

この規程は、令和4年11月25日から施行する。

